長浜教区婦人会規則

第１条　本会は長浜教区婦人会と称し、教区教化委員会組教化推進小委員会に所属する。

第２条　本会は教区内各組婦人会代表者２名をもって組織し、事務所を長浜教務所内に置く。

第３条　本会は教区内各組婦人会相互の連携を密にし、婦人教化の実を挙げるを目的とする。

第４条　本会の目的を達成するために、本廟奉仕、研修会その他の事業を行う。

第５条　会員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。
２　補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第６条　本会に会長１名、副会長１名、庶務１名、常任委員若干名を置く。

第７条　会長、副会長、庶務及び常任委員は、総会において選出する。

第８条　会長は本会を代表し、会務を統理する。
２　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
３　庶務は本会の記録を担当する。
４　常任委員は会長、副会長、庶務とともに委員会を組織し、本会の事業計画及び重要事項を立案する。
５　本会の事務は、教務所において行う。

第９条　総会は、会長が教区教化委員長と協議して、年１回これを招集する。但し必要に応じて臨時総会を招集することができる。
２　総会は、会員の３分の２以上の出席者をもって成立する。

第１０条　会長は、本会で決定した事項を教区教化委員長に報告するものとする。

第１１条　本会の事業年度は、毎年７月１日に始まり、翌年６月３０日に終わる。

附　則
１　本規則は教務所長の承認を得た日（昭和５５年９月５日）から施行する。
２　この規則の変更は、総会において出席者の３分の２以上の同意がなければならない。

附　則
本規則は昭和６１年６月２４日から施行する。